

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

平成十四年度調理師試験の実施(三六四・健康対策課)
争議行為の予告(三六五・労働政策課)

大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(三六六・三六八・商工業振興課)
建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格(三六九・建設管理課)

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)

環境美化促進地区の指定(環境整備課)

漁船法による公開による聴聞(水産漁港課)

土地改良区の定款変更の認可(北秋田総合農林事務所)

土地改良区の定款変更の認可(秋田総合農林事務所)

土地改良区の役員の変更(由利総合農林事務所)

県営土地改良事業計画の変更(雄勝総合農林事務所)

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)

告示

秋田県告示第三百六十四号

調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の二第一項の規定により、次のとおり平成十四年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則(昭和三十四年秋田県規則第三十四号)第二条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月二十四日

一 試験の日時及び場所

秋田県知事 寺田典城

(一) 日時
平成十四年八月二十七日(火)午後一時三十分から午後三時三十分まで

(二) 場所
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁 正庁
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県議会棟 大会議室
秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 大会議室
秋田市山王四丁目一番三号 秋田県市町村会館 大会議室

二 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論

三 受験資格
平成十四年度調理師試験実施要項において定める。

四 受験申込みに必要な書類
受験願書 二通

(二)(一) 添付書類
調理業務従事証明書 二通

(2)(1) 卒業(修了)証明書又は卒業証書の写し 二通
卒業(修了)証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を二通添付すること。

(3) 写真
受験願書提出前六月以内に脱帽で、上半身を正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもの 一枚

五 受験願書用紙の配布
一 期間

(一) 土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十四年六月十七日(月)から同年七月十二日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所
秋田県内の保健所

六 受験願書の受付
一 期間及び時間

(一) 土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十四年七月一日(月)から同年七月十二日(金)までの午前九時から午後五時まで

(二) 場所
住所地を所轄する保健所。また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の最寄りの保健所(秋田市保健所は除く。)とする。なお、原則として郵送による提出は認めない。

七 受験手数料

(一) 額

六千百円

(二) 納入方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表

平成十四年九月十日(火)午前九時に秋田県庁前公告板及び各保健所の掲示板上に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を送付する。

九 開示請求の受付

(一) 開示内容

科目別得点及び総合得点

(二) 期間及び時間

土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十四年九月十日(火)から同年十月九日(水)までの午前九時から午後五時まで

(三) 場所

秋田県健康福祉部健康対策課

十 試験についての問い合わせ先

秋田県健康福祉部健康対策課(電話〇一八 八六〇 一四二八)又は最寄りの保健所

秋田県告示第三百六十五号

平成十四年五月十四日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十四年五月二十四日

一 事件

秋田県知事 寺 田 典 城

年間手当に関すること。

二 日時

平成十四年五月二十八日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

鹿角市花輪字八正寺十三番地	鹿角組合総合病院
北秋田郡鷹巣町花園町十番五号	北秋中央病院
能代市落合字上前田内	山本組合総合病院
山本郡山本町森岳字田尻百七番地	山本組合総合病院

南秋田郡八郎潟町川崎字貝保三十七番地

秋田市飯島字西袋二百七十三番一号

本荘市川口字家後三十八番地

大曲市通町一番三十号

横手市駅前町一番三十号

湯沢市表町三丁目三番十五号

秋田市八橋字成川原六十四番二号

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第三百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年五月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユザワプラザ

湯沢市材木町二丁目一番十八号

二 湯沢市長の意見

警備員に、夜間の騒音(アイドリング、大声発声など)の取締を徹底し、近隣住民からの苦情に柔軟に対応するよう指導されたい。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

湯沢市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年五月二十四日から同年六月二十四日まで

秋田県告示第三百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したため、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
能代ショッピングセンター
能代市柳町十一番一号

二 能代市長の意見

- (一) 周辺の交通への影響について

ア 柳町周辺は歓楽街であり夜間歩行者が多いことから、駐車場出入口の安全対策を徹底されたい。

イ 国道百一号沿線等の駐車禁止区域に車両の路上駐車が多く見受けられるので、警察署と協力し、迷惑駐車を排除を徹底されたい。

ウ 荷捌き車両の路上駐車及び歩道への駐車が、荷捌き施設に面した市道栄町上町線における車両及び歩行者の通行に支障を与えている。営業時間の延長により荷捌き車両の増加も予想され、一層の交通支障が懸念されるため、円滑な交通が図られるよう荷捌き施設の改善及び荷捌き時間帯の集中が解消されるよう出入り業者への指導の徹底等を図られたい。

- (二) 騒音及び光線による環境への影響について

ア 営業時間の延長によって見込まれる来客者等の増加による騒音レベルの最大値の変化や周辺交通量の増加に伴う騒音の発生も考えられるので、関係する苦情、相談があった場合には遮音壁の延長等最善の措置をとられたい。

イ 店舗、駐車場、車両等の光線により周辺地域の生活環境に影響を与える場合も考えられるので、関係する苦情、相談があった場合には遮光についても最善の措置をとられたい。

- (三) 廃棄物について

ア 営業時間の延長により、廃棄物の排出量の増加が予想されるので、廃棄物保管場所及び資源化物保管場所の整理整頓について一層留意願いたい。

イ 廃棄物の減量化及び資源化の取組について、これまで以上に徹底されたい。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間

平成十四年五月二十四日から同年六月二十四日まで

秋田県告示第三百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したため、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社同友小坂店
鹿角郡小坂町字栗平二十五番地の一

二 小坂町長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

小坂町福祉保健総合センター ゆーとりあ

(二) 縦覧期間

平成十四年五月二十四日から同年六月二十四日まで

秋田県告示第三百六十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)(第六百六十七条の十一第二項の規定により、県が発注する建設工事の請負契約についての指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第三項において準用する令第六百六十七条の五第二項及び秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第七十条において準用する同規則第五百八十八条第一項の規定に基づき、その内容及び資格審査の方法等を次のとおり公示する。

平成十四年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

(資格審査を行う建設工事の種類)

第一条 県が発注する建設工事の請負契約についての指名競争入札(以下「指名競争入札」という。)(資格審査を行う建設工事は、次に掲げる工事とする。

- 一 一般土木工事
- 二 建築一式工事
- 三 吹付工事
- 四 電気工事
- 五 給排水暖冷房衛生設備工事
- 六 鋼構造物工事
- 七 ほ装工事
- 八 一般塗装工事
- 九 路面表示工事
- 十 機械器具設置工事
- 十一 電気通信工事
- 十二 造園工事
- 十三 さく井工事
- 十四 水道施設工事

(指名競争入札に参加する者に必要な資格)

第二条 指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項に係る知事の審査(以下「定期年の資格審査」という。)(を受けて、その格付を得ていることとする。

- 一 秋田県内に主たる営業所を有する者
 - (一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条の規定による建設業許可の状況
 - (二) 平成十四年又は同年から二年目ごとの各年(定期年の資格審査を受けようとする年)に限る。以下「審査基準年」という。)(の十月一日の直前の決算(以下「直前決算」という。)(における法第二十七条の二十三の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)(の状況
 - (三) 直前決算における有資格技術者の保有状況
 - (四) 直前決算における元請工事の施工実績
 - (五) 直前決算における自己資本額
 - (六) 審査基準年の前年における県工事の成績
 - (七) 直前決算における県税の納税状況
 - (八) 審査基準年及びその前年における指名停止の状況
 - (九) 審査基準年及びその前年における営業内容

(十) 直前決算における工種別の技術職員数

(十一) 直前決算における国際規格ISOの認証取得の状況

二 秋田県外に主たる営業所を有する者

(十二) 法第三条の規定による建設業許可の状況

(十三) 審査基準年の直前決算における経営事項審査の状況

2 定期年の資格審査による格付は、建設工事の種類により、前項各号に掲げる事項ごとに別に定める評点を合算して得られた点数に応じ、A、B及びCのいずれかの等級に分類することにより行うものとする。

(申請の時期及び方法等)

第三条 定期年の資格審査を受けようとする者は、審査基準年において知事が別に告示する経営事項審査の申請期間に、次に掲げる書類を提出して申請しなければならない。

一 秋田県内に主たる営業所を有する者

(十四) 建設工事入札参加資格審査申請書

(十五) 申請書に記載した完成工事に係る工事の内訳明細書

(十六) 県税納税証明書(秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)様式第八号)

二 秋田県外に主たる営業所を有する者

(十七) 秋田県建設工事入札参加資格審査申請書

(十八) 建設業許可申請書の別表(建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)別記様式第一号の別表)

(十九) 工事経歴書(建設業法施行規則別記様式第二号又は別記様式第二号の二)

(二十) 経営事項審査結果通知書の写し

2 前項の規定による申請は、次に定める申請場所にその定める方法により行わなければならない。

一 秋田県内に主たる営業所を有する者

(二十一) 主たる営業所の所在地を所管する建設事務所の総務課に前項に規定する申請書類(以下「申請書類」という。)(を持参して申請すること。

(二十二) やむを得ないと認められる理由により、(一)に定める申請場所に申請書類を持参することができない者については、建設交通部建設管理課長が別途指定した場所に持参して申請すること。

二 秋田県外に主たる営業所を有する者

建設交通部建設管理課に申請書類を持参し、又は郵送して申請すること。

(資料等の提出)

第四条 知事は、定期年の資格審査の公正を図るため特に必要があると認める場合は、

申請書類を提出した者に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。

(指名競争入札参加者の決定及び名簿登載)

第五条 知事は、定期年の資格審査を行い、指名競争入札に参加する資格を有する者(以下「資格者」という。)を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、秋田県建設業者入札参加資格者名簿(以下「参加資格者名簿」という。)に登載するものとする。

(中間年の資格審査)

第六条 知事は、定期年の資格審査のほか、次条第一号に掲げる資格者の有効期間(以下「資格の有効期間」という。)の開始日以後に参加資格者名簿に登載されるための資格審査(以下「中間年の資格審査」という。)を行うものとする。

2 第二条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「定期年の資格審査」とあるのは「中間年の資格審査」と、「平成十四年」とあるのは「平成十五年」と、「審査基準年」とあるのは「中間審査基準年」と読み替えるものとする。

(資格の有効期間)

第七条 資格の有効期間は、次の各号に掲げる資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期年の資格審査で決定を受けた資格者 審査基準年の翌年の五月一日から二年間

二 中間年の資格審査で決定を受けた資格者 中間審査基準年の翌年の五月一日から一年間

(指名競争入札の参加者の指名基準)

第八条 指名競争入札参加者の指名は、請負対応額に応じ、A、B及びCのいずれかの等級に格付された者のうちから行うものとする。

(指名基準の特例)

第九条 前条の規定にかかわらず、当該請負対応額に対応する等級に格付された者が少数のため競争性の確保が困難である等特別な事情があると認められるときは、他の等級に格付された者のうちから、指名することができる。

(資格者の決定の取消し)

第十条 知事は、資格者について、次に掲げる事実が判明したときは、その決定を取り消すものとする。

一 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。

二 法第三条の規定による建設業の許可の効力を失ったとき。

三 令第六十七條の十一第一項において準用する令第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当すると認められるとき(同項後段の規定により同様とされる場

合を含む)。

四 資格者、資格者の役員又は資格者の経営に事実上参加している者が、集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められるとき。

五 格付の取消しの申出があったとき。

2 知事は、前項の規定により資格者の決定を取り消したときは、直ちにその旨を当該資格者に通知するものとする。

(申請書の記載事項の変更届)

第十一条 資格者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める変更届を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第十二条 この告示に定めるもののほか、指名競争入札に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成十四年五月二十四日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十四年五月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

田沢湖ふるさとふれあい協議会

三 代表者の氏名

田口 久義

四 主たる事務所の所在地

仙北郡田沢湖町生保内字下高野七十二番三十号

五 定款に記載された目的

この会は、緑豊かな景観を守りながら、農作業を通して、都市と農村の、人的交流を深めると共に、持続可能な農業と、地域住民の調和と、地域社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成十三年秋田県条例第十九号)第十

条第一項の規定により次のとおり環境美化促進地区を指定したので、公表する。
平成十四年五月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 名称 桜小地区
所在地 秋田市桜二丁目ほか
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 将軍野地区
所在地 秋田市将軍野南一丁目ほか
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 寺内地区
所在地 秋田市寺内字鶴ノ木ほか
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 中通中央地区
所在地 秋田市中通二丁目ほか
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 明徳地区
所在地 秋田市千秋明徳町ほか
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 樽子山地区
所在地 能代市追分町四の二十六
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 高松地区
所在地 湯沢市高松字戸平ほか
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 花輪・尾去沢地区
所在地 鹿角市花輪地内
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 鷹巣町宮前町地区
所在地 北秋田郡鷹巣町宮前町
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 前田地区
所在地 北秋田郡森吉町字小又字向川向
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 米内沢地区
所在地 北秋田郡森吉町字米内沢地区阿仁川堤防沿い

- 十二 指定年月日 平成十四年五月一日
名称 阿仁町銀山地区
所在地 北秋田郡阿仁町銀山字下新町
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 上岩瀬塚の岱地区
所在地 北秋田郡田代町岩瀬字上岩瀬塚の岱地区
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 三木田地区
所在地 北秋田郡合川町三木田字関ノ沢
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 五反沢地区
所在地 北秋田郡上小阿仁村五反沢地内
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 福館地区
所在地 北秋田郡上小阿仁村福館地内
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 琴丘町総合運動公園地区
所在地 山本郡琴丘町鹿渡字盤若台地内
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 八森・岩館海岸地区
所在地 山本郡八森町八森及び岩館地区海岸
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 大久保駅前広場地区
所在地 南秋田郡昭和町大久保字街道下
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 八郎湖岸地区
所在地 南秋田郡八郎潟町字川口地内
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 井川町井内地区
所在地 南秋田郡井川町井内字柿ノ木及び杉ヶ崎
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 下直根地区
所在地 由利郡烏海町下直根
指定年月日 平成十四年五月一日
名称 新町地区

八	秋田県山本郡峰浜村目名潟字目名潟百四十	長門 幸三郎	幸精丸
	秋田県山本郡峰浜村田中字大土面十六	若狭 敏春	第十二新宝丸
	秋田県山本郡八森町字岩館六十一の一	須藤 伸広	じゃじゃ丸
三	秋田県山本郡八森町字岩館向台百二十一の一	菊地 直一	第一海漁丸
	秋田県能代市向能代字上野二百三十六	菊地 実	第一廣丸
	秋田県能代市向能代字平影野三の九十六	吉村 八重子	おおとり丸
	秋田県能代市落合字下大野四十二の十	北川 直彦	北栄丸
	秋田県能代市能代町字日和山下十八の九	平川 徳十郎	スカイマリン
	秋田県山本郡八森町字岩館五十七	岡本 吉男	吉丸
	秋田県能代市荷八田字森下二百四十	大高德 治	第三大徳丸
	秋田県能代市荷八田字森下二百四十	大高德 治	大徳丸
	秋田県山本郡八森町字岩館向台百八の十一	須藤 清志	天祐丸
	秋田県山本郡八森町字岩館	山口 新八	第六神洋丸
	秋田県山本郡八森町字茂浦六番	茂内 章義	章幸丸
	秋田県山本郡八森町字岩館十五の一	三輪 広政	ひらふ丸
	秋田県山本郡八森町字岩館九十四	須藤 幸雄	昭幸丸
	秋田県山本郡八森町字岩館三十二	川畑 邦雄	義芳丸

秋田県秋田市新屋大川町十九の七十九	鈴木 政蔵	政勇丸
秋田県秋田市新屋渋谷町二の十二	川村 直三	宝栄丸
秋田県南秋田郡天王町天王字羽立北野一の二百八	三浦 勝	勝丸
秋田県南秋田郡昭和町大久保字北野大崎道添百三十七	菅原 誠一	誠丸
秋田県鹿角市小坂町十和田湖字大川岱十四の二十	板垣 清志	清漁丸
秋田県由利郡象潟町小砂川字カウヤ十五	伊東 外三郎	漁福丸
秋田県由利郡岩城町二古字狐森百八十の十四	田口 直次郎	岩城丸
秋田県秋田市新屋勝平台十番十六号	三浦 仁	イエローテール
秋田県男鹿市船川港椿字家ノ後五十九番地	斉藤 信共	信丸
秋田県男鹿市船川港双六	菅原 晴男	晴漁丸
秋田県男鹿市戸賀加茂青砂字鴨二十六	石川 幸治	第一幸恵丸
秋田県男鹿市北浦入道崎字家の上四百三十四	佐藤 繁義	第二玲宝丸
秋田県男鹿市男鹿中浜間口	渡辺 長太郎	長新丸
秋田県男鹿市北浦	小野 利一	第三新生丸
秋田県男鹿市戸賀戸賀字小沢四十五の七	原田 昇	潮丸
秋田県山本郡峰浜村田中川向三	若狭 武男	若丸
秋田県山本郡峰浜村沼田字砂坂四の五	小林 勉	第八宝徳丸

秋田県河辺郡雄和町新波字新町百五十八	斉藤 圭蔵	高尾丸
秋田県本荘市大浦字八走二百七十五の一	細谷 定三	細定丸

四 取消しの理由

漁船法第十三条の規定に違反して検認を受けないため

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鷹巣町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年五月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、若美町福川土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年五月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、由利郡鳥海町笹子土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

由利郡鳥海町上笹子字畑平百十九番地

下笹子字本屋敷九番地

下笹子字瀬目三十四番地

上笹子字町七十三番地の四

上笹子字滝ノ上三十三番地

下笹子字長畑七十一番地

上笹子字下の宮十八番地

二 就任理事の住所及び氏名

由利郡鳥海町上笹子字畑平百十九番地

佐藤 弘志

佐藤 弘志

高橋 茂三郎

栗田 哲榮

佐藤 源衛

小沼 伸雄

高橋 昇

菅野 秋夫

菅野 秋夫

由利郡鳥海町下笹子字瀬目三十四番地

下笹子字本屋敷九番地

上笹子字町七十三番地の四

上笹子字下の宮十八番地

下笹子字長畑八十五番地

上笹子字模測百十九番地

三 退任監事の住所及び氏名

由利郡鳥海町下笹子字平林五十六番地

上笹子字馬場八十番地

四 就任監事の住所及び氏名

由利郡鳥海町下笹子字平林五十六番地

上笹子字馬場八十番地

栗田 哲榮

高橋 茂三郎

佐藤 源衛

菅野 秋夫

高橋 豊昭

小沼 眞

菊原 正市

菊原 正市

菊地 芳郎

梶原 正市

菊地 芳郎

次の者から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 湯沢市宇留院内字山根十三番地田嶋桃之助ほか十六人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（宇留院内地区土地改良総合整備事業（新生産調整型））変更計画書の写し

縦覧期間 平成十四年五月二十七日から同年六月二十一日まで

(三)(二) 縦覧場所 湯沢市役所

二 雄勝郡羽後町西馬音内堀回字元城百七十八番地一長谷山重吉ほか二十人

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（羽後二期地区ほ場整備事業（担い手育成型・高度利用型））変更計画書の写し

縦覧期間 平成十四年五月二十七日から同年六月二十一日まで

(三)(二) 縦覧場所 羽後町役場

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年五月二十四日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

- (一) 蛍光線分析装置 四式
- (二) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期限
- (五) 平成十四年六月二十八日(金)
- (六) 納入場所
- (七) 県指定場所
- (八) 入札に参加する者に必要な資格
- (九) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (十) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (十一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (十二) 契約条項を示す場所等
- (十三) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- (十四) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (十五) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (十六) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (十七) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年五月二十四日(金)から同年六月三日(月)までの期間、随時交付する。
- (十八) 入札執行の日時及び場所
- (十九) 平成十四年六月六日(木)午後一時三十分
- (二十) 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (二十一) 入札保証金
- (二十二) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- (二十三) その他
- (二十四) 入札の方法
- (二十五) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二十六) 入札の無効
- (二十七) 規則第六十六條に規定するところによる。

- (二十八) 落札者の決定方法
- (二十九) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (三十) 提出書類等
- (三十一) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (三十二) その他
- (三十三) 詳細は、入札説明書による。

発行者 秋 田 県
 秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田県印刷株式会社
 〒990-0005 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(082)876683 FAX(082)876683
 E-mail:matsubarar@matsubararansetu.co.jp